

仕様書

業務名 令和6年度自転車利用実態調査

1 業務の目的

本業務は、自転車駐車対策を総合的に行うため、駅周辺及び都心部周辺の自転車利用実態（駐車実態）を調査し、基礎資料を作成することを目的としている。

2 履行期間

契約書締結日から、令和6年10月11日（金）までとする。

3 業務の内容

（1）調査対象自転車等

- ア 自転車…道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車。
- イ 原付一種…道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車のうち、総排気量が50cc以下のもの。
- ウ 原付二種…道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車のうち、総排気量が50cc超125cc以下のもの。
- エ 自動二輪車…道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車のうち、上記ウの原付二種を除いたもの。
- オ 特定小型原付…道路交通法第2条第1項第10号のロに規定する原動機付自転車。
- カ 自転車等…上記アからオのことをいう。

（2）調査概要

委託者が指定する地下鉄、JRの市内全駅及びバス停留所における調査対象〔公共駐輪場、路上、店舗などの公共以外の場所（住宅系を除く）〕の自転車等の駐車台数の計測及び駐車状況の撮影を行う。

（3）調査範囲及び調査箇所

下記ア及びイに示した駅等から概ね500mのエリア（別添図[1]～[74]の各エリア。以下同じ）を調査範囲とし、その範囲内で指定する公共駐輪場、路上、店舗などの公共以外の場所（住宅系を除く）に自転車等が駐車されている箇所を調査箇所とする。

ア 地下鉄、JRの市内全駅（地下鉄45駅＋JR駅25駅＝70駅）

※地下鉄さっぽろ駅は JR 札幌駅として、JR 新札幌駅は地下鉄新さっぽろ駅として集計する。

イ バス停留所（3停留所）

- 東苗穂8条3丁目路上（中央バス）
- 石山望豊台（じょうてつバス、中央バス）
- 中央バス新川営業所（中央バス）

(4) 調査時間

全ての駅と停留所において、平日における通勤時間帯の後で、買い物利用発生前の9:00～10:00とする。

下表にある駅については、上記の時間のほか、駐輪台数が多くなる傾向の15:00～16:00においても同様の調査を行う。

都心部 (4 駅)	JR 札幌駅	地下鉄大通駅	地下鉄すすきの駅
	地下鉄豊水すすきの駅		
郊外駅 (14 駅)	地下鉄麻生駅	地下鉄中島公園駅	地下鉄平岸駅
	地下鉄真駒内駅	地下鉄琴似駅	地下鉄円山公園駅
	地下鉄西 18 丁目駅	地下鉄西 11 丁目駅	地下鉄バスセンター前駅
	地下鉄東札幌駅	地下鉄南郷 7 丁目駅	地下鉄南郷 13 丁目駅
	地下鉄新さっぽろ駅	地下鉄元町駅	

(5) 調査日

令和6年8月26日(月)から令和6年9月13日(金)までの月曜日～金曜日(祝日は除く)のうち、別途、委託者と協議の上決定すること。

なお、調査日は各箇所1回(1日)で全箇所を終了するのに7日間を想定しているが、上記対象期間のうち何日間を調査日としても構わない。

また、本調査は各駅等周辺における乗入台数のピークを調査することが目的であるため、雨天あるいは帰宅時間に雨天が予想される日は、調査を延期すること。

(6) 調査方法

駐車台数の調査に当たっては、調査範囲内で自転車等が駐車されている箇所(調査箇所)ごとに自転車、原付一種、原付二種、自動二輪車、特定小型原付の種別ごとに台数を計測すること。なお、複数階ある駐輪場の場合はそれぞれの階ごとで台数を計測すること。

上記(4)の表中で、午後も調査を行う駅は、午前と同一日に調査すること。

また、調査完了後に、計測した駐車台数の確認がとれるようにするため、調査箇所ごとに駐車状況全体が把握できるように写真を撮影すること。調査箇所が広範囲にわたる場合は複数枚撮影し、全体が把握できるようにすること。

(7) 作業計画・準備

ア 受託者は、調査当日の作業を円滑に進めるために、調査工程の立案等を行い、調査開始5営業日前までに作業計画及び調査員名簿を提出し、委託者の承諾を受けること。

イ 調査員ごとの作業方法に差異が生じないように、各調査員へは事前に調査方法の説明を行うこと。

(8) その他調査事項

ア 別添図には、駐輪場を図示している。駐輪場ごとに駐車台数を計測するとともに、「自転車」、「一種」及び「二種」の合計台数を図面に記入し、図面及び調査票にて報告すること。

イ 特定小型原付については「一種」として集計し、調査票の備考欄に台数等を記載すること。

ウ 都心部の図面には、街区ブロックごとに記号番号を図示している。自転車等の駐車を発見した際は、街区ブロックの一辺ごとの「自転車」及び「一種」の「路上放置」の合計台数と「その他駐輪（私有地・店舗等）」の合計台数を、それぞれの対応した図面に記入し、図面及び調査票にて報告すること。

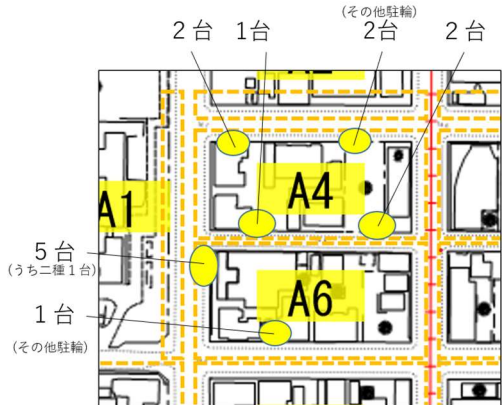
エ JR 札幌駅と地下鉄大通駅の調査は、同一日に行うこと。

オ 都心部（JR 札幌駅、地下鉄大通駅、地下鉄すすきの駅、地下鉄豊水すすきの駅）の4地点は、他の地点よりも優先的に行い、9月3日（火）までに調査を終えること。

(例)

駐車台数

路上放置の図面に記入



赤字部分を入力

市水		
	2	
	A4	
	3	
	4	A6
	0	

※街区ブロックの4辺は東西南北で記入する。

※上記の路上放置の計上：A 4 北… 2 台、A 4 南… 3 台、A 6 西… 4 台、A 6 南… 0 台
 その他駐輪の計上：A 4 北… 2 台、A 4 南… 0 台、A 6 西… 0 台、A 6 南… 1 台



赤字部分を入力

【70】都心部 札幌

駐輪場名	台数
① 北口（西）	
② 北口（東）	
③ 5・5	
④ 札幌駅南口	
⑤ アスティ西	46
⑥ アスティ東	

自転車駐車実態調査票(記載例)																							
路線名		都心部				駅名		札幌						担当者		〇〇							
調査日		令和●年 8 月 29 日				調査時間		15:00~16:00						天候		曇り							
自転車駐車実態調査票(記載例)																							
路線名		都心部				駅名		札幌						担当者		〇〇							
調査日		令和●年 8 月 29 日				調査時間		9:00~10:00						天候		晴れ							
位置		公共駐輪場名		駐車台数																	備考		
				公共駐輪場内				路上放置				その他駐輪(私有地・店舗等)				小計				路上放置 自転車一車一			合計
				施設容量	自転車	一種	二種	自転車	一種	二種	自転車	一種	二種	自転車	一種	二種	自転車	一種	二種	自転車			一種
1	⑤	アスティ西	80	45	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45	1	0	0	0	46	
2	A4南			0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	3	
3	A4北			0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	4	0	0	0	2	4	
4	A6南			0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	
5	A6西			0	0	0	0	2	2	1	0	0	0	0	0	2	2	1	0	4	5		
以下略																							

カ 郊外駅の別添図には、駐輪場以外に、これまでの調査で自転車等の駐車があった箇所を図示している。この箇所に自転車等が駐車されていないか確認し、当該箇所以外に自転車等の駐車を発見した際は、図面にその箇所を追記するとともに、駐車箇所ごとに「自転車」及び「一種」の「路上放置」の合計台数を記入し、図面及び調査票にて報告すること。

(例) 駐車台数

別添図に追記

※上記の場合、計上は ①(2F)…30台、①(1F)…50台、②…6台、③…2台、④…2台、⑤…0台

自転車駐車実態調査票(記載例)																					
路線名	北12条			駅名	南北線			担当者	〇〇												
調査日	令和●年 8 月 31 日			調査時間	9:00～10:00			天候	晴れ												
位置	公共駐輪場名	施設容量	駐車台数														路上放置 (自転車+一種)	合計	備考		
			公共駐輪場内				路上放置				その他駐輪(私有地・店舗等)				小計						
			自転車	一種	二種	自動二輪	自転車	一種	二種	自動二輪	自転車	一種	二種	自動二輪	自転車	一種	二種	自動二輪			
1	①	北12条駅(2F)	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0	0	0	0	30	
2	①	北12条駅(1F)	40	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	8	2	0	0	50	駐輪場内に特定 原付1台あり
3	②		0	0	0	0	5	1	1	0	0	0	0	0	5	1	1	0	6	7	
4	③		0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	2	
5	④		0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	1	2	3	
6	⑤		0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	2	
以下略																					

(9) 調査票作成及び報告

- ア 本市指定の調査票(様式1)に調査した数値を入力し、調査箇所ごとに作成すること。
- また、全駅比較表(様式2)の当年度分の欄に調査した数値を入力すること。
- イ 都心部(JR札幌駅、地下鉄大通駅、地下鉄すすきの駅、地下鉄豊水すすきの駅)の4地点については、4地点が調査終了した後、概ね2週間以内に調査票(様式1)にて速報値を委託者に報告すること。
- ウ 都心部の4地点と都心部以外の69地点全ての調査が終了した後、概ね3週間以内に、全ての調査箇所の調査票(様式1)と全駅比較表(様式2)を、委託者に提出すること。

4 提出書類・成果品

提出書類及び成果品について下記のとおり提出すること。報告方法や成果品について不明な点がある際は、適宜、委託者に確認すること。なお、前年度の調査票等は市役所本庁舎 6 階 自転車対策担当課において閲覧可能。

	名称	様式	提出日	備考
①	作業計画	任意	調査開始 5 営業日前まで	—
②	調査員名簿			—
③	身分証明書 交付願			—
④	全ての調査箇所の調査票	様式 1	- 全ての箇所の調査終了後、概ね 3 週間以内。 ※都心部の 4 地点については調査終了後、概ね 2 週間以内。 ※紙資料の提出時は、これらを一つにファイリングすること。	- 駅ごと、路線ごとにまとめ、電子データ(Microsoft Excel)及び紙資料の両方を提出すること。 - 別添図面の上部に記した番号順に並べること。 - 上記 3 (4) で午後も調査を行う駅は、午前と午後とで票を分けること。
⑤	全駅比較表	様式 2		電子データ(Microsoft Excel)及び紙資料の両方を提出すること。
⑥	図面	別添図 ・【1】～【69】 ・都心部		- 自転車が駐輪されていた場所（新たに発見した場所を含む）とその台数を追記すること。追記方法は上記 3 (8) のとおり。 - 電子データ（都心部については Microsoft Excel、郊外駅については Microsoft PowerPoint または PDF）及び紙資料の両方を提出すること。 - 別添図面の上部に記した番号順（昇順）に並べること。 - 上記 3 (4) で午後も調査を行う駅は、午前と午後とで図面を分けること。
⑦	写真帳	任意		- 調査時に撮影した写真について、駐車箇所がわかるよう整理すること。 - 写真は横長で撮影すること。 - 駅ごと、路線ごとにまとめ、電子データ(Microsoft Excel または PDF)及び紙資料の両方を提出すること。 - 別添図面の上部に記した番号順に並べること。 - 上記 3 (4) で午後も調査を行う駅は、午前と午後とで写真帳を分けること。
⑧	業務完了届	様式 3	業務完了後	電子データ(Microsoft Excel または PDF)または紙資料で提出すること。

5 その他

- (1) 調査に従事する者については、委託者より身分証明書の交付と腕章の貸与を行うため、調査員名簿と、身分証明書交付願を契約締結後調査開始 5 営業日前までに届け出ること。
- (2) 契約後、調査手順の詳細について委託者との協議を行う日を 1 日設けるものとする。
- (3) 委託者と協議等を行った場合は、速やかに委託者に協議記録簿を提出すること。
- (4) 工事等により、駐輪場位置が変更となる場合の対応は、事前に委託者から通知する。
- (5) 受託者は業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。
- (6) 本調査の遂行に当たって、受託者の不注意によって生じた費用及び第三者に損害を与えた場合の費用は全て受託者の負担とする。
- (7) この業務の遂行にあたっては、再生紙を使用する等、環境に最大限配慮すること。
- (8) この業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項は、委託者、受託者双方協議の上、決定する。

6 担当者

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市建設局総務部自転車対策担当課駐輪対策係 坂元

TEL (011) 211-2456

FAX (011) 218-5134